

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 一

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 一

○沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託 (水産振興課) 二

○林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託 (林業振興課) 二

○保安林の指定の解除の予定 (四件) (森林整備課) 二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (二件) (都市計画課) 三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定 (情報政策課) 四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の変更の届出 (同) 四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の辞退 (同) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 五

○教育委員会定例会の開催 (同) 五

告 示

○宮城県告示第三百七十号

ページ

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成三十一年三月二十二日次の者を指定した。
平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
川村 善宣	耳鼻咽喉科	医療法人寶樹会仙塩利府病院	利府町青葉台二丁目二番百八号
橋本 研	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
安倍 美加	整形外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
稲垣 倫子	リハビリテーション科	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号

○宮城県告示第三百七十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。
平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所在地	所属医療機関の名称	所在地
高井 修	内科	医療法人財団弘慈会石橋病院	栗原市若柳字川北堤下二十七番地	大崎市市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
山田 元	じん臓科	大崎市市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第三百七十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
堀 亨 耳 鼻 科		大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号

○宮城県告示第三百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を平成三十一年三月十八日次のとおり委託した。

平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成三十一年三月二十九日次のとおり委託した。

平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

角田市梶賀字高畑北百五十三番地

柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一

伊具郡丸森町字田町南一番地の一

白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六

黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三

仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一

大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一

栗原市栗駒桜田街道西十一番地九十六

登米市登米町大字日根牛小池百番地

登米市東和町米川字小田百十番地の一

登米市津山町柳津字小麻七十八番地

仙南中央森林組合

川崎町森林組合

丸森町森林組合

白石蔵王森林組合

黒川森林組合

宮城中央森林組合

大崎森林組合

栗駒高原森林組合

登米町森林組合

東和町森林組合

津山町森林組合

気仙沼市本吉町坊の倉八番地一

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

1 名取市閑上字東須賀二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

3 潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

2 1 名取市閑上字東須賀二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

3 公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

巨理郡山元町山寺字須賀一の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除予定保安林の所在場所

巨理郡山元町山寺字須賀一の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百七十七号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県松島町手樽字小屋崎三三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百七十八号

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百七十九号

一 東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画火葬場

2 名称 二号河南地区葬齊場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百八十号

一 柴田町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画地区計画

2 名称

剣崎地区計画
縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 情報政策課リースパソコン等賃貸借、導入設定及び保守業務 二千八百四十台
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十一年三月二十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 NTTファイナンス株式会社東北支店 仙台市青葉区国分町三丁目一番二号
- 五 落札金額 三億八千二百二十四万八千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十一年二月十二日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
パンダ薬局	塩竈市北浜一丁目六十一	平成三十一年四月一日
薬局アリエス小泉店	大崎市古川小泉字泉四十一	平成三十一年四月一日
とみや調剤薬局	富谷市富谷仏所九十五ー一	平成三十一年四月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地
一般社団法人石巻薬剤師 会会営女川薬局	牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山五十一ー六	
一般社団法人石巻薬剤師 会会営女川薬局	牡鹿郡女川町女川浜字女川八十六ー一 SG1十五街区八画地	

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担 当 する 医療の種類	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人社団佐藤整 形外科医院	整形外科に 関する医療	石巻市中央一丁目十三ー十七	平成三十一年三月一日
宮城県立循環器・呼 吸器病センター	心臓脈管外 科に関する 医療	栗原市瀬峰根岸五十五ー二	平成三十年三月三十一日
有限会社栗駒町薬剤 師会会営調剤薬局	調剤	栗原市栗駒岩ヶ崎四日町一ー一	平成三十年六月三十日
ありかべ調剤薬局	調剤	栗原市金成有壁上原前五ー三	平成三十一年二月二十七日
エース薬局	調剤	大崎市岩出山字東川原町八ー八	平成三十一年三月三十一日
村田調剤薬局	調剤	柴田郡村田町大字村田字町百八十九	平成二十八年三月三十一日
ひがし薬局大河原	調剤	柴田郡大河原町大谷字末広六十一ー一	平成三十年二月二十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十一年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十一年三月十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社東北支店 仙台市青葉区二日町二番十五号
- 五 落札金額 五千九百九十四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十一年二月一日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成三十一年四月九日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日時 平成三十一年四月十七日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

第二号議案 東日本大震災に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部改正について

第三号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

第四号議案 宮城県社会教育委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）